

## 広島市・広島県におけるがん登録の現状と課題

西 信雄\* 杉山 裕美 笠置 文善 片山 博昭  
児玉 和紀 桑原 正雄 有田 健一

### 1. はじめに

わが国では基本的に都道府県単位で地域がん登録事業が実施されているが、広島県では広島市域を対象とする広島市医師会腫瘍統計事業（以下、「市腫瘍登録」と、広島県域を対象とする広島県腫瘍登録事業（以下、「県組織登録」）ならびに広島県地域がん登録事業（以下、「県地域がん登録」）の3つのがん登録事業が実施されている。

本稿はこれら3事業について、1) 概要の説明、2) 第3次対がん総合戦略研究事業「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班（主任研究者：祖父江友孝）が示す目標と基準に基づく評価、3) 地域がん登録の法的整備と関連する課題の整理を行うことを目的とする。なお本稿で紹介する現状と課題は2004年10月現在のもので、後に述べる個人情報保護に関する法律との関係で近々に変更される可能性があることをご了承いただきたい。

### 2. 広島市・広島県におけるがん登録の概要

市腫瘍登録、県組織登録、県地域がん登録の概要は表1に示す通りである。なお現在、地域がん登録全国協議会の会員となっているのは、市腫瘍登録と県組織登録である。

#### (1) 市腫瘍登録

1957年に開始されたがん登録で、わが国でも有数の歴史を持つ。対象地域は広島市で、実施主体は社団法人広島市医師会である。本事業に係る業務（採録、データ管理、集計）は財団法人放射線影響研究所に委託されている。

登録は主に出張採録方式で、現在16病院が協力している。また郵便書簡（腫瘍通知票）による届出も受け付けている。

本事業の運営のため年に2回程度、広島市医師会腫瘍統計委員会が開催されている。また収集された資料は、広く一般からの利用申請を受け付けており、資料利用申請に関する審議も同委員会の委員が行っている。

#### (2) 県組織登録

1973年に開始されたがん登録で、病理医を

表1. 広島市・広島県におけるがん登録の概要

	1) 市腫瘍登録	2) 県組織登録	3) 県地域がん登録
対象地域	広島市	広島県	広島県
実施主体	広島市医師会	広島県医師会	広島県
開始年	1957年	1973年	2002年
登録方法	主に採録	届出と病理組織	届出

\*放射線影響研究所 疫学部腫瘍組織登録室長

〒732-0815 広島市南区比治山公園 5-2

中心に実施しているユニークなものである。対象地域は広島市を含む広島県で、実施主体は社団法人広島県医師会である。本事業に係る業務は、財団法人放射線影響研究所に委託している。

登録は病理診断報告書と病理標本をもとに行っており、病理診断報告書については良性腫瘍も含めて収集している。収集された資料は、広島県医師会にて病理医らによって確認・コード化され、腫瘍ごとに集約される。コード化された資料は委託された財団法人放射線影響研究所にて管理、集計されている。

本事業の運営のためほぼ毎月、広島県腫瘍登録実務委員会が開催されている。資料利用申請については、広島県腫瘍登録資料利用審議委員会で審議している。

### (3) 県地域がん登録

2002年10月に開始されたがん登録で、他の道府県で実施されている地域がん登録に相当するものである。対象地域は広島市を含む広島県で、実施主体は広島県である。

登録は届出票をもとに行っており、届出票の配布・回収は委託を受けた広島県医師会が行っている。

本事業の運営のため、広島県が主催するがん登録運営委員会が年に1回、また広島県医師会が主催する地域がん登録運営委員会が年に数回開かれている。資料利用申請についても一般からの利用申請を受け付けており、その申請については資料利用審査委員会で審議される。

### 3. 地域がん登録の目標と基準に基づく評価

第3次対がん総合戦略事業「がん予防対策のためのがん罹患・死亡動向の実態把握の研究」班(主任研究者:祖父江友孝)が本年度から実施されている。本研究班が示す8つの「目標と基準」の項目は以下の通りである。

- がん登録事業実施に関する公的承認を得ていること(公的承認)
- がん登録に必要な項目に関して、収集・管理・提供が可能なこと(必要な項目)
- 登録の完全性に関する条件を満たしていること(完全性)
- 登録の即時性に関する条件を満たしていること(即時性)
- 登録の品質に関する条件を満たしていること(品質)

表2. 地域がん登録の標準化と精度向上に関する事前調査への回答に基づく評価

	1) 市腫瘍登録	2) 県組織登録	3) 県地域がん登録
公的承認	× 得ていない	× 得ていない	得ている
必要な項目	死亡票の情報なし	死亡票の情報なし	全項目が提出可能
完全性	× 死亡票の情報なし	× 死亡票の情報なし	2000年未実施
即時性	1998年まで確定	1999年まで確定	2000年未実施
品質	ただし1998年データでの不詳割合は低い	不詳割合は低い	2000年未実施
予後調査報告書の作成	× 行っていない	× 行っていない	死亡票にもとづく作成予定(2006年)
資料の研究利用	制度的に可能	制度的に可能	制度的に可能

: 基準をすべて満たす

: 基準を一部満たすが完全ではない

×: 基準を全く満たしていない

予後追跡調査を行い、追跡率が条件を満たしていること（予後調査）

報告書作成を行っていること（報告書の作成）

登録資料の研究的利用の手続きが整備されていること（資料の研究的利用）

ここでは同研究班が2004年7月に実施した「地域がん登録の標準化と精度向上に関する事前調査」への回答をもとに3つのがん登録を評価した（表2）。なお本調査では2000年の罹患データをもとに回答しよう求めていたが、採録方式の市腫瘍登録では2004年7月時点で1999年分を集計中であり、地域がん登録では2002年の事業実施より前であったため、基準を満たす項目が少なくなっている。

#### (1) 市腫瘍登録

市腫瘍登録は、報告書の作成、資料の研究的利用において基準を満たしていた。

一方、公的承認については、実施主体が社団法人のため自治体における個人情報保護審議会等の承認を得ていないが、今後地方公共団体（広島県または広島市）が関与する方向に調整中であり、当該自治体の個人情報保護審議会等の承認を得たいとしている。また現時点では人口動態統計死亡票の目的外使用の認容が得られておらず、完全性と予後調査の項目は基準を全く満たしていなかった。地方公共団体の関与が何らかの形で実現すれば、これらの基準は満たすことができると考える。

さらに必要な項目については死亡年月、DCN区分など死亡票から入手すべき項目が提出不可能であったこと、即時性については1998年が罹患集計確定の年次であったこと、

品質については1998年データでは不詳割合は低いものの2000年の罹患データでの回答ができなかったことから基準を一部しか満たしていなかった。

#### (2) 県組織登録

県組織登録は、品質、報告書作成、資料の研究的利用において基準を満たしていた。

一方、公的承認については、実施主体が社団法人のため自治体における個人情報保護審議会等の承認を得ていないが、今後地方公共団体が関与する方向に調整中であり、当該自治体の個人情報保護審議会等の承認を得たいとしている。また1998年から2002年までは人口動態統計死亡票の目的外使用の認容が得られていたが、2003年以降は認容が得られておらず、完全性と予後調査の項目は基準を全く満たしていなかった。市腫瘍登録と同様に地方公共団体の関与が何らかの形で実現すれば、これらの基準も満たすことができると考える。

さらに必要な項目については死亡年月、DCN区分など死亡票から入手すべき項目が提出不可能であったこと、即時性については1999年が罹患集計確定の年次であったことから基準を一部しか満たしていなかった。

#### (3) 県地域がん登録

県地域がん登録は、公的承認、必要な項目、予後調査、資料の研究的利用において基準を満たしていた。公的承認について本事業は、広島県個人情報保護条例に基づいて広島県個人情報保護審議会に諮問し、本人以外からの情報収集を認める旨の答申を得ている。

一方完全性、即時性、品質については、調査対象の2000年は事業が未実施であったことから回答できなかった。また報告書作成についても、2002年10月の事業開始から2003年末までのデータについて2006年に集計予定であることから、回答できなかった。

#### 4. 地域がん登録の法的整備と関連する課題

2002年6月の文部科学省・厚生労働省による「疫学研究に関する倫理指針」では、参考2として「『疫学研究に関する倫理指針』とがん登録事業の取り扱いについて」を示し、都道府県が行うがん登録事業について本指針は適用されないと明記している。また2004年1月8日の厚生労働省健康局長通知では、健康増進法第16条に定める地域がん登録事業において、

医療機関が国又は地方公共団体に診療情報を提供する場合は、個人情報の保護に関する法律の適用除外の事例に該当するとしている。

個人情報の保護に関する法律は2005年4月に全面施行されるが、市腫瘍登録および県組織登録については実施主体が医師会であって地方公共団体ではないため、適用除外の事例に該当しないことが危惧されている。そのためどちらのがん登録も、地方公共団体が関与する方向に調整中であり、当該自治体の個人情報保護審議会等の承認を得たいとしている。

## 5. おわりに

以上のように広島県内に存在する3つのがん登録事業、特に市腫瘍登録と県組織登録は長い歴史を有し、広島市民・広島県民の保健福祉の向上に役立ってきた。ただ地域がん登録の8つの目標と基準の項目で評価すると、いずれの

がん登録も長所と短所があり、お互いに補完し合うことが望まれる。その一例として、県組織登録の2000年のデータにもとづいて求めたDCO割合は24%であったが、広島市域について1998年の市腫瘍登録と県組織登録のデータをあわせるとDCO割合は6%であった。このように、二つの登録情報を補完することでより精度の高いがん登録情報が提供できると考える。

2005年4月に個人情報の保護に関する法律が全面施行されるため、市腫瘍登録と県組織登録それぞれの実施主体である広島市医師会と広島県医師会は、相当な危機感を持って関係諸機関との調整に当たっている。「地域がん登録」研究班の協同調査や国際がん登録協会(IACR)の「五大陸のがん罹患」に精度の高いデータを報告してきた広島のがん登録を維持することは、重要な課題である。